

個人情報不開示処分取消等請求事件について

1 概要

東広島市立学校の生徒に関連する文書を対象として、東広島市個人情報保護条例に基づき、東広島市教育委員会に対して、保有個人情報の開示請求が行われた。

東広島市教育委員会は、当該文書について部分開示決定を行ったため、原告が東広島市教育委員会に対して、部分開示決定のうち、不開示とした部分の取消し及び不開示部分の開示決定を求め、平成29年2月2日付けで広島地方裁判所に提訴したものである。

2 経緯

平成28年

6月24日 申請人（原告）が教育委員会に対して、本件文書を含む文書の個人情報開示請求書を提出し、同日、教育委員会が受理

8月5日 申請人（原告）に対し、個人情報部分開示決定通知書を交付

平成29年

2月2日 原告が広島地方裁判所に対して提訴

2月10日 訴状受理

平成30年

3月28日 判決（広島地方裁判所）

3 判決内容等

（1）判決の内容

① 原告の請求をいずれも棄却

② 訴訟費用は原告の負担

（2）判決の理由

処分行政庁が本件各不開示部分について、不開示とした本件処分は適法であり、原告の本件各請求はいずれも理由がない。